

(案)

福井エリア地域原子力防災協議会（第4回）

議事次第

〔令和2年7月30日14:00～
中央合同庁舎第8号館
災害対策本部会議室（テレビ会議）〕

○議題

「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」の改定について

【資料】

資料1 福井エリア地域原子力防災協議会の構成員について

資料2 「高浜地域の緊急時対応」の改定について

資料3 高浜地域の緊急時対応（概要版）

資料4 高浜地域の緊急時対応（全体版）

資料5 「大飯地域の緊急時対応」の改定について

資料6 大飯地域の緊急時対応（概要版）

資料7 大飯地域の緊急時対応（全体版）

福井エリア地域原子力防災協議会の構成員について

平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、高浜地域及び大飯地域においても「福井エリア地域原子力防災協議会」が設置された。

福井エリア地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

<構成員>

内閣府政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官（防災担当）
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省大臣官房審議官（危機管理担当）
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官（警備救難部担当）
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
福井県副知事
京都府副知事
滋賀県副知事

<オブザーバー>

岐阜県
関西広域連合
高浜町
おおい町
小浜市
若狭町
美浜町
舞鶴市
綾部市
南丹市
宮津市

福知山市
京都市
京丹波町
伊根町
高島市
関西電力株式会社

<事務局>

内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災担当）
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災担当）付地域原子力防災推進官 等

「高浜地域の緊急時対応」の改定について（案）

1. 改定の目的

「高浜地域の緊急時対応」は、平成27年12月に開催された福井エリア地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同月に原子力防災会議にて了承された。また、平成28年8月の高浜地域における内閣府・3府県及び関西広域連合との合同原子力防災訓練の実施を通して得られた教訓等を踏まえ、平成29年10月に改定を行っている。

その後、「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」の実効性の検証を目的として、平成30年8月に大飯発電所及び高浜発電所を対象とした国の原子力総合防災訓練を実施し、平成31年3月に、「平成30年度原子力総合防災訓練実施成果報告書（以下、「成果報告書」という。）」を取りまとめた。

また、今般の新型コロナウイルスのような感染症（以下、「感染症等」という。）の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

今般の「高浜地域の緊急時対応」の改定は、成果報告書における訓練の教訓事項等を踏まえ、また、感染症等の流行下における各種防護措置の具体化を図ることにより、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るために行うもの。

2. 改定のポイント

〈改善①〉 大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応の明確化

〈改善③〉 広域的な避難経路確保体制の強化

除雪体制の強化

対応方針

原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を各府県の国道事務所に設置、対応

〈改善④〉 感染症等の流行下における各種防護措置の具体化

避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

対応方針

避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施

自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない

自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難

原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で離隔を保つなど、柔軟に対応

〈改善②〉 府県外への避難に係る連携体制の強化

広域避難先等の調整を行う関西広域連合（事務局：兵庫県庁）との情報共有システムの整備

〈その他主な改定〉

- 一元的な交通規制を行うための調整の場を設置
- ・広域避難を円滑に行うため、一元的な交通規制が必要になった場合は、オフセンターの現地対策本部に、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処
- 避難退域時検査場所における渋滞緩和
- ・避難退域時検査場所内外に誘導員や案内板等を配置
- 避難行動要支援者等の避難における対応の強化
- ・避難行動要支援者等の避難において、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩を取る等のケアを実施

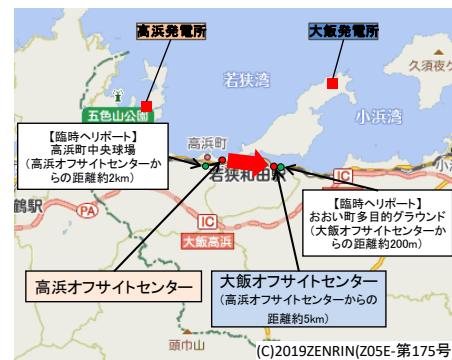
対応方針

広域避難先等の調整を行う関西広域連合（事務局：兵庫県庁）と、住民避難に係る情報共有が円滑に行えるよう、TV会議システムを整備

(参考) 「高浜地域の緊急時対応」の改定ポイント

改善① 大飯発電所及び高浜発電所がともに発災した場合における対応の明確化

- 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯オフサイトセンターに一元化し、対応にあたる。
 - 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長（原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当））が、原子力事業者等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された際に、大飯発電所及び高浜発電所の事態進展の状況を踏まえて判断する。
 - 既にオフサイトセンターに参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先の大飯オフサイトセンターへ移動を開始する。

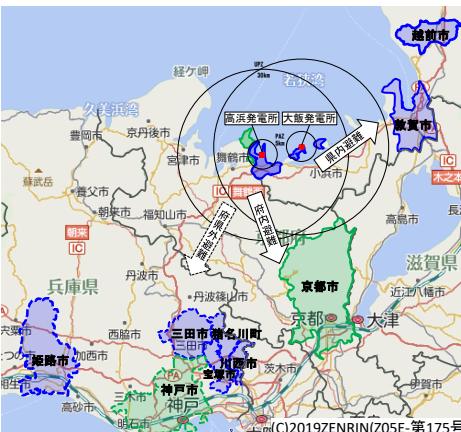


＜要員の集約先（国要員等の派遣先）＞

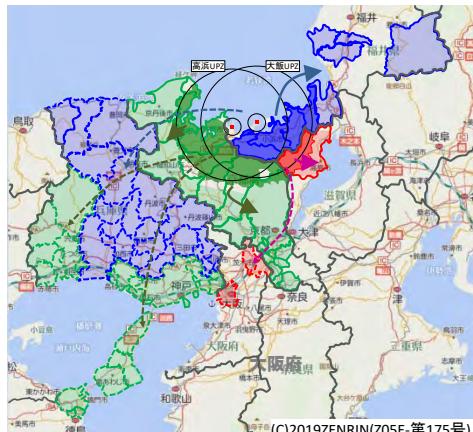
		大飯発電所	
		警戒事態の解除	故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ
高浜発電所	警戒事態の解除		福井県大飯オフサイトセンター
	故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	福井県高浜オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター
不明(事態進展の状況)		福井県高浜オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター

- 大飯地域及び高浜地域のPAZ・UPZ内の住民の県内避難先及び県外避難先は、重複なく確保済み。

〈PAZ内の住民の避難先〉



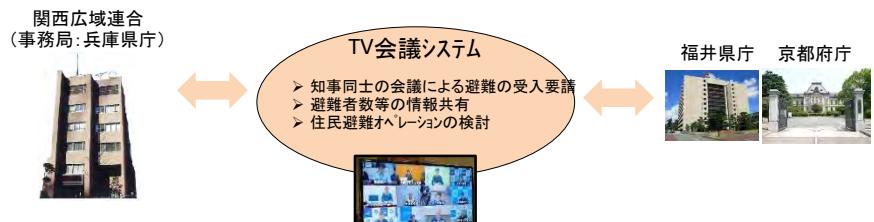
＜UPZ内の住民の避難先＞



改善② 府県外への避難に係る連携体制の強化

- ▶ 福井県及び京都府からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう関西広域連合（事務局：兵庫県庁）にもTV会議システムを配備した。

＜情報共有のイメージ＞



- ◆ 避難先の確保
 - ◆ 輸送手段の確保

改善③ 除雪体制の強化

- 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、各関係機関（国土交通省、県、市、高速道路株式会社、警察等）から構成される情報連絡本部を、国道事務所に設置・対応する。

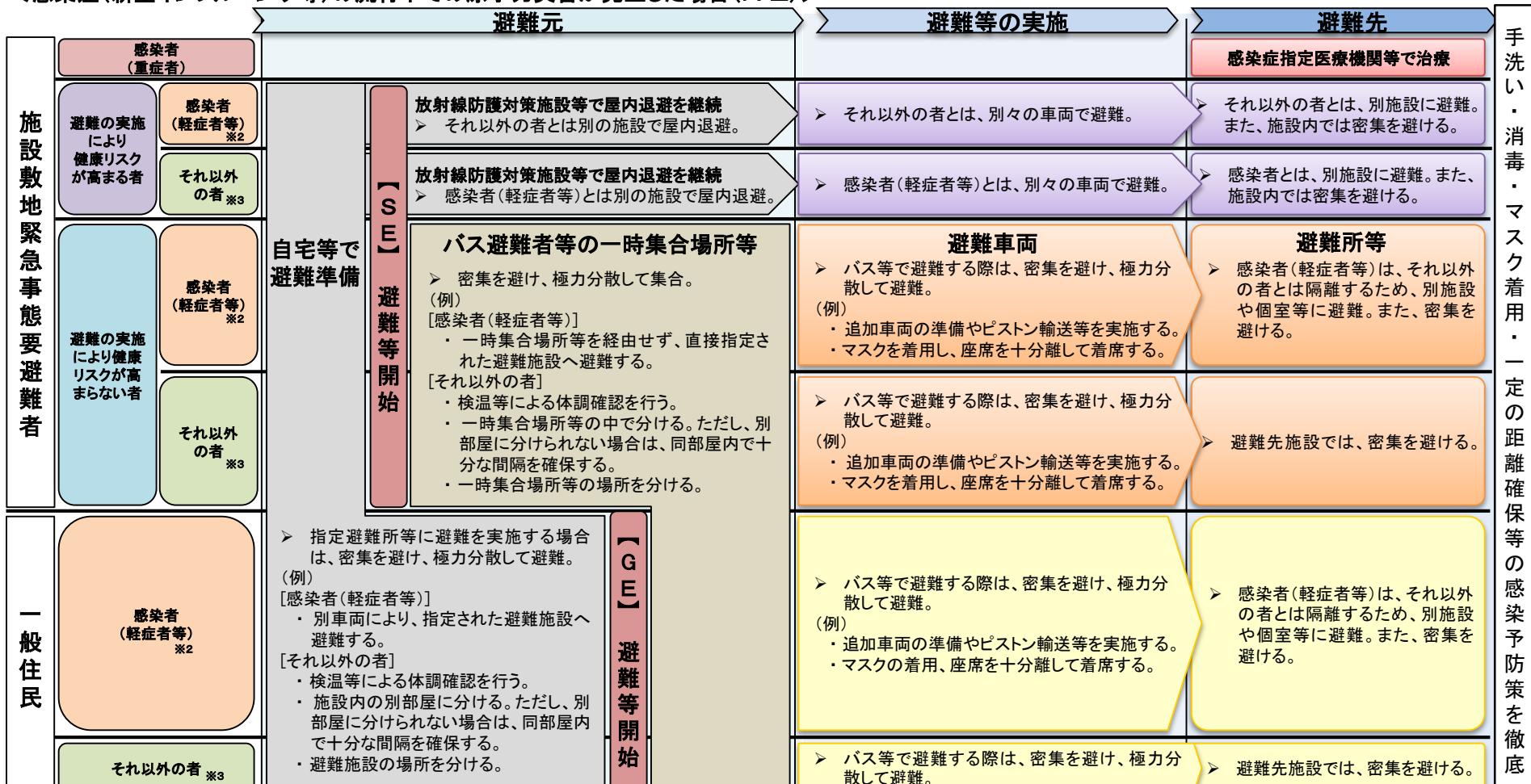
＜(例)福井県における情報連絡本部＞



感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置（案）

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（PAZ）＞



手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。